

大野はるひこ議員 通告に基づき、区政に対する一般質問を行います。

初めに、「いたばし No. 1 実現プラン 2015」のローリングに関する基本方針について、お伺いいたします。

ローリングとは改訂を意味しています。改訂の目的は、板橋区基本計画、平成18年度から平成27年度までの後期実施計画として平成23年度から平成27年度までの5年間で「いたばし No. 1 実現プラン 2015」と位置づけ、平成23年1月に策定し、事業展開がなされ、2年目を迎えました。

「No. 1 プラン 2015」の平成23年度から平成25年度までの3か年分については、事業量と経費が明記されておりますが、平成26年・27年度については、今後の方向性の表示となっているため、今般、平成27年度までの事業量と経費を明らかにするとともに、平成28年度を初年度とする次期基本計画を視野に入れた区政の持続可能な発展を目指すための3か年計画としてローリング・改訂が行われることになりました。

昨今の社会情勢の著しい変化への的確な対応と今後の厳しい財政見通しを踏まえ、計画事業の進捗状況や行政評価結果、決算分析に基づくPDCAサイクルを機能させることによって、これまで以上に「選択と集中」の観点から事業を精査し、集中的かつ効果的な行政資源の投入により事業を展開するとのことです。

そこでお伺いいたします。毎年行われている行政評価の目的は、「施策・事務事業の情報を詳細に公開することによって、区民の行政参加を促進すること」「成果重視の評価を行うことによって、行政サービスの質の向上を図ること」「区政の説明責任と透明性を確保するほか、職員の経営意識・改革意識を向上させること」が目的としてうたわれています。

一次評価では行政の内部評価が行われ、その後、9名の外部評価委員による外部評価が行われ、二次評価で一次評価・外部評価の結果を踏まえ、行政の最終評価が行われております。外部評価の結果は、特に重要視すべきと思われる。今まで行われた行政評価の結果をどのように受けとめ、予算・計画等へ反映されてこられたのか、お伺いいたします。

また、「選択と集中」の観点から事業を精査し、集中的かつ効果的な資源の投入により事業を展開するとのことですが、「選択と集中」とは、何を選択し、何に集中するのか、集中的かつ効果的な資源の投入により事業を展開する具体的な内容をお聞かせください。

次に、「板橋区経営革新計画」のローリングに関する基本方針について、お伺いいたします。

板橋区の財政状況は、平成20年の世界同時不況により特別区交付金と特別区税の急減に見舞われ、その後も景気回復の兆しが見られず、平成22年度以

降は、平成20年度対比で100億円を超える大幅な減収が継続しています。

一方、歳出面においても、景気低迷による影響を受け、義務的経費の生活保護を含めた扶助費が平成23年度時点で23区の中で最高となる構成比であり、財政の硬直化が着実に進行しています。

もはや、収入と支出の均衡は失われており、一般財源の不足に対して、財政調整基金や義務教育施設整備基金などの活用可能な基金から巨額な費用を投じることによって、ようやくにして予算編成が行われています。

財政の弾力性をあらかず経常収支比率も、平成22年度以降、90%を超えている状況です。平成24年度予算においては52億円の財政調整基金を投入しており、平成24年度末の財政調整基金残高の見込みは、今回の9月補正後で47億円まで減じ、数年後には財政調整基金が枯渇する状態にあります。

以上のことから板橋区では、現下の厳しい財政状況を克服するとともに、区政の持続的な発展を可能とする健全な財政基盤を確立するための「板橋区経営革新計画」のローリング・改訂が実施されることになりました。

平成27年度までの3か年で100億円の財源不足を解消することにより、次期基本計画がスタートする平成28年度の予算編成までには、財政調整基金に依存せずに予算を組むことが可能な収支均衡型の財政構造を確立することを目指すものです。

一般家庭に置きかえてイメージすると、一家を支える世帯主が、安定的な収入を得ていましたが、勤め先の経営が悪化したことにより収入が激減し、家計の見直しをし、何とかやりくりをしましたが、賄い切れず、家計を補うために配偶者が働き、世帯主の収入が減少した分を補ってきました。板橋区では緊急財政対策に当たります。

その後、家庭では住宅ローン、子どもの教育費などが賄い切れず、預貯金を切り崩して財源に充当いたしますが、板橋区では基金の活用にあたります。家庭では家計が底を尽き、金融機関からお金を借りることになり、板橋区では起債の活用にあたりますが、いわゆる赤字地方債の発行はできません。

そして、定期的に借金を返済していきますが、板橋区では公債費にあたります。返済し切れず自己破産を申し出る。板橋区では財政破綻になりますが、そのようなことにならないよう、行財政改革を推進していることとなります。

また、行政は一般企業と違い、短期・中期・長期の計画は立てますが、その財源は区民の皆様からお納めいただいた税金です。一般企業では、会社が月次・半期・年次・中期・長期の売り上げ目標を立て、営業がその目標に向けて計画を立て、日々、数字の達成に向けて販売施策を立て、取引先を訪問し、自社の製品を販売し、数字を確保します。一方、行政の職員の皆様は、外に出て営業をして売り上げを確保することはありません。

さきにも述べましたが、税収により区政は成り立っています。平成20年度以降、既に板橋区は緊急財政対策を実施し、現在に至るまで事務事業などの見直し、対策を講じていながら、なぜこの3年間、先行きがわかっているにもかかわらず、100億円を超える基金を取崩し、予算編成が行われたのか。

また、平成24年度予算における最終的な財源不足額である財政調整基金からの繰り入れ額52億円の減額は、具体的にどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

平成25年度から27年度の3か年、その先の平成28年度以降も見据えて取り組んでいかれる改訂の進め方について、お伺いいたします。

目標達成に向けて、既存事業800の徹底した事務事業の見直しが行われますが、効率の悪い事業を廃止する前に、再度、何が悪かったのかを再検証し、取り組み方を変えれば効果の上がる事業も中には存在する可能性もあると思われまので、内容を十分に精査し、判断すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

また、現状肯定を前提とした事業展開「ビルド・アンド・ビルド」の発想から脱却し、「スクラップ・アンド・ビルド」や「選択と集中」の考えに基づいた見直しが行われますが、特に何に「選択と集中」をするのか、具体的にお聞かせください。

今まで行ってきた事業を廃止、使用料・手数料などの引き上げを行うには相当の覚悟が必要です。このたび行われる「いたばしNo.1実現プラン2015」、「板橋区経営革新計画」の改訂に向けて、区長の決意をお聞かせください。

次に、見直しの際の視点、「歳入確保の徹底」について、お伺いいたします。

収入率向上のための取り組みとあわせた現年度分と滞納繰越別の目標設定がうたわれています。そこで、収入未済、不納欠損について、お伺いいたします。

収入未済とは、納税する義務があるのに納付されなかった税金の額のこと、翌年度の滞納繰越分に計上されます。不納欠損とは、歳入徴収額を設定したものの何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込みが立たないため、地方自治体が徴収を諦めることです。

本来納められなければならない税金、使用料、利用料の収入未済額、不納欠損額は、特別区民税では年々増え続け、平成22年度決算では収入未済額が40億9,078万8,008円、不納欠損額が2億8,864万9,455円、5年間で時効となる平成18年度から平成22年度までの不納欠損額を合計すると、13億円強の特別区民税の徴収が行えず、不納欠損として処理されています。

軽自動車税では、平成22年度決算では、収入未済額は3,106万485円、不納欠損額は427万200円、5年間で時効となる不納欠損額を合計すると

2,200万円強の軽自動車税の徴収が行えず、不納欠損として処理されていません。

国民健康保険事業では、保険料の収入未済額が平成22年度決算では44億5,836万9,800円、不納欠損額が11億1,068万462円、2年間で時効となる過去5年間の不納欠損額を合計すると52億円強の国民健康保険料の徴収が行えず、不納欠損として処理されています。また、国民健康保険を持続するため、一般会計からの拠出金が平成22年度決算では82億9,985万1,825円が拠出され、過去5年間を合計すると385億円強の金額が一般会計より拠出されています。相互扶助である保険の体をなしていないのではないのでしょうか。

区立住宅、区営住宅の収入未済額も年々増え続け、平成22年度決算では、区立住宅が3,920万4,828円、区営住宅が1,358万3,100円の収入未済額が発生しています。民間の不動産管理では考えられません。

保育所保育料自己負担金の平成22年度決算の収入未済額は、公立、私立を合わせ5,238万5,840円、不納欠損額は1,107万7,910円、5年間で時効となる過去5年間の不納欠損額を合計すると5,400万円強の金額が不納欠損として処理されています。このような状況を踏まえ、現在、板橋区では、税金の未納対策として訪問、督促、コールセンターが設置され、効果が発揮されているのは理解いたしておりますが、最低限の人員で最大限の効果を求めるのには限界があるのではないのでしょうか。ぜひとも税金、使用料、手数料の収入未済、不納欠損に総合的に対応し、徴収体制の強化を図るための滞納徴収課を設け、初動整理班、機動整理班を設置するなどし、特別区民税をはじめ軽自動車税、国民健康保険料など、全ての使用料、利用料、手数料の総合的な収入未済、不納欠損の解消に向けて取り組むべきではないのでしょうか。必ずや課を設置した分の効果は発揮できます。本来納めていただくものが納めていただけない、いただけなかった金額は莫大です。財源不足の解消に大きな影響をもたらすのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

次に、新たな税外収入の確保についてお伺いいたします。

区有財産の活用による増収の可能性の追求を進められるとのことですが、現状、旧保健所跡地は、本庁舎新南館の建設に伴い、建物が倉庫として使われ、外は自転車駐車場として利用されています。耐震性に問題がある施設ですので、外とはいえ自転車駐車場に利用することはいかながなものかと思いますが、旧保健所跡地を含め区内には幾つかの公共用地がそのままとなっています。今後もそのような公共施設が発生する可能性もあります。板橋区として先々を見据え、公共施設の跡地利用の方針をはっきりと打ち出さなければ、そのまま、いつになっても有効活用ができない状態になってしまいます。その間、多大な損失

も発生いたします。既に跡地になっている施設も含め、跡地になってから考えるのではなく、板橋区としての今後の方針を前もってはっきりと打ち出すべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

次に、たばこ税についてお伺いいたします。

たばこ税については、毎年30億円強の税収が発生いたします。大変大きな財源です。たばこ税につきましては、一般財源に繰り入れられてしまいますので、たばこ税の一部を路上喫煙対策等、たばこに関することに特化して対応することはできません。しかし、路上でのたばこの吸い殻がかなり多く見受けられます。喫煙者のマナーが問われます。最低でも携帯灰皿を持っていただき、吸い殻を捨てる行為は慎んでいただきたいものですし、季節を問わず、火災発生の原因にもなり、まちの美観を損ねています。

喫煙者は吸わない方への思いやりの精神が必要です。エコポリス環境行動委員会では、一斉清掃をはじめ、たばこのポイ捨てキャンペーンも実施されておりますが、全てに対応することはできません。条例も制定されておりますが、区内全域を監視するのは難しいのが現状ですが、日本たばここと連携し、受動喫煙に配慮をした上で、住民の方々にご理解をいただき、例えば自動販売機の近辺に灰皿を設置するなどし、路上に捨てることのないような対策を講じるべきと考えます。たばこを吸う方、吸わない方々のために有効な対応策を講じるべきと考えます。見解をお聞かせください。

「いたばし No. 1 プラン 2015」、「板橋区経営革新計画」の改訂について、るる述べてまいりましたが、財政状況が厳しいことは理解いたしますが、決して後ろ向きになることなく、必要とする事業に対しては積極的に予算を投入し、区政を運営していただくことを切に願います。

次に、児童虐待防止について、お伺いいたします。

本年6月までの半年間に全国の警察が摘発した18歳未満への児童虐待は、昨年同期より95件多い248件であったことが警視庁のまとめで判明いたしました。被害児童も、昨年同期に比べ90人多い252人、うち12名が死亡。摘発数、被害者数ともに過去を上回るペースとなっています。摘発の約7割、175件は身体的虐待が占め、次いで性的虐待68件、ネグレクト・育児放棄が5件、「おまえは要らない」などの暴言を吐いたり、児童の前で配偶者暴力を振るう心理的虐待は、大半が刑事事件に発展しないものの、上半期だけで昨年同月比約6割、1,374件増の3,634件確認され、児童相談所に通告されています。

板橋区においても同様に、子ども家庭支援センター「子ども何でも相談」の相談件数は年を追うごとに増え、平成23年度では1万6,252件、うち虐待は9,018件、養育不安は6,003件と、平成22年度の1万286件と比

べ約6割増えています。

平成23年度の児童虐待対応状況については、子ども家庭支援センターへの通告件数は326件で、身体的虐待が188件、心理的虐待が78件、ネグレクトが78件、性的虐待1件が通告、受理され、また虐待の再発件数も、虐待の種別・年齢別通告件数は、平成23年度合計96件の再度通告があったとの報告がなされ、東京都北児童相談所での平成23年度板橋区内虐待相談受理件数は200件との報告がなされました。相変わらず児童への虐待が年を追うごとに増え続けているのが現状です。

新聞・テレビなどの報道に直面するたびに、目や耳を覆いたくなります。親は子どもを産み育てる責任があるにもかかわらず、親の子どもに対する無責任さを痛感いたします。自分の都合ばかりで、人のことは関係ないなどという社会の風潮が自らの子どもを心身ともに傷つける行為は絶対に許されるべきではありません。

板橋区においては、子ども家庭支援センターと東京都北児童相談所との連携をはじめ、健康福祉センター、福祉事務所をはじめ各教育機関、医療機関、民生・児童委員、児童福祉・養護施設、警察との連絡調整・情報提供がなされ、児童虐待の未然防止、指導、保護などの対応がなされ、要保護児童対策地域協議会では、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議が開催され、対応がなされています。

都区のあり方検討会では、児童相談所の特別区への移管が取り上げられておりますが、進展に至っておりません。現状、子ども家庭支援センターと東京都北児童相談所との連携は緊密に行われているのでしょうか。また、対象となる家庭への対応状況については、担当者1名で60件から65件担当されているとお聞きいたしておりますが、担当件数に無理がなく、きめ細やかな対応がなされているのかお伺いいたします。

児童虐待の未然防止、減少、きめ細やかな対応に向けては、児童相談所の特別区への早期移管が望まれますが、見解をお聞かせください。

次に、木造住宅密集対策について、お伺いいたします。「木造地域不燃化10年プロジェクト」先行実施地区の選定についてお伺いいたします。

東京都は木造住宅密集地域を解消するために、手厚い支援で住民に建て替えを促す不燃化特区制度の先行実施地区として12地区を選定し、板橋区も先行実施地区として、現在、住宅市街地総合整備事業を実施している大谷口地区の一部について東京都へ応募し、12地区の中に選定されました。

本プロジェクトの応募の経緯につきましては、自由民主党板橋議員団災害対策プロジェクトチームにおいて、本年2月に、本区の都市整備部部長をはじめ担当者の方々同席のもと、東京都より都市整備局市街地整備部防災都市づくり

課の担当者の方より説明を受け、その後、応募に至り、実現となりました。事業期間につきましては平成25年度から平成32年度までの8年間、事業区域は大谷口地区の一部、19.1ヘクタール、事業内容は主要生活道路の拡幅整備、拡幅路線沿道不燃化への建て替え助成、新たな不燃化事業の制度化となっています。短い期間での応募に際し、様々な要件を満たさなければならなかった中、先行実施地区に選定されましたことは、本区にとりましては木造住宅密集地域の改善を一段と加速することになりました。

今後は整備プログラムの策定、コア事業の具体化、特に重要な地域住民の皆様方への働きかけ等に着手することになりますが、地域の状況に応じて東京都からの特別支援、不燃化助成の上乗せ、都税の減免措置という様々なメニューを有効に活用し、東京都の支援をいただくとともに、対象住民の皆様のご理解のもと、本事業が行われますことを願います。

そこでお伺いいたします。今後の進め方について、具体的にどのように取り組んでいかれるのか、見解をお聞かせください。また、大谷口地域以外の区内木造住宅密集地域への今後の取り組みについての対応をお聞かせください。

現在、板橋区では、所有者の同意のもと、民家のブロック塀を一部撤去し、門扉を設置し、緊急時のみ開放して地域住民が民家の敷地内を抜けて逃げることの通り抜け化に取り組まれています。これまでに約70の避難路を確保されていますが、今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、耐震化に向けての取り組みについて、お伺いいたします。

木造住宅の耐震化費用の助成制度については、本年6月1日より、木造住宅の耐震診断及び耐震改善工事などの費用を助成する制度が変わるとともに、新たに耐震診断の結果に基づいた耐震計画や概算工事見積書の作成にも助成が受けられることになりました。6月以降の耐震診断・耐震補強工事実績につきましては、改定以前に比べ多少の伸びは示されましたが、今後さらなる対応が求められます。実績が伸びない1つの要因として、特定の団体の会員でないと施工業者になれないという状況が発生しております。地域に密着した工務店の方々が日常のおつき合いの中で耐震診断・耐震助成の情報を提供することにより、実績が上がることを期待されます。施工業者向けの講習会を板橋区が実施するなどし、地域と密着した工務店の方々からも、木造住宅耐震化へ向けての取り組みの促進を対象となる方々へ周知していただくことが有効な手段と考えます。今後の取り組みについての見解をお聞かせください。

また、非木造住宅の平成23年4月から平成24年8月までの耐震診断・耐震補強工事の実績は、耐震診断助成件数は7件、耐震診断助成金額は約1,200万円、耐震補強工事については実績がない状況ですが、今後の取り組みについてお聞かせください。

緊急輸送道路沿道建物の耐震化の現状が平成22年度末の数字では、耐震化率が85.5%、未耐震が14.46%と示されていますが、未耐震棟数208件への今後の対応についてお聞かせください。

次に、学校選択制と学校の適正規模・適正配置について、お伺いいたします。

平成16年度より学校選択制が導入され、9年目を迎えました。通学区域外の学校に入学した児童・生徒の割合は導入以来、毎年、小学校では約2割、中学校では約3割の児童・生徒が通学区域外に入学しています。また、通学区域外の学校を選択した児童・生徒のうち、隣接する学校に入学した割合が90%という結果が出ています。本年度より、小学校の学校選択制は区内全域より隣接通学区域に変更になりましたが、結果的には約2割近い児童が通学区域外の学校に入学することになるのではないのでしょうか。

学校選択制を実施している教育委員会を対象に、東京都が実施した調査結果から浮かび上がる課題も、学校間格差が生じる、学校の小規模化を助長してしまう、学校と地域との連携が希薄になる、通学の安全管理が困難になるなどの結果が出ています。また、板橋区の保護者、学校関係者の意見でも、風評や事実と異なる報道内容が先行し、正確な学校情報が保護者に伝わりにくい、児童・生徒の地域拡大により、生活指導が難しくなるなどの課題が発生しています。

一方、学校の適正規模・適正配置では、学校の規模、施設の面が優先され、教育を受ける児童・生徒が置き去りにされている感じがいたします。適正規模・適正配置の答申では、適正化に向けた進め方として、「保護者や地域での検討を重視すべきである」、「教育委員会は関係者への広報活動や情報提供を通じて意識の啓発を行うことが必要」、「学校、保護者、地域関係者は学校の規模と配置に関する問題意識を共有し、合意形成を図りながら課題を解消する方策の検討を進めることが重要」と方針が出されています。適正規模・適正配置の答申の中では、しきりに「学校」、「地域」、「保護者」という文言が使われています。学校選択制により地域との連携、結びつきが希薄になりつつある現状と乖離しているのではないのでしょうか。

大規模校、小規模校が発生する要因の1つにも、学校選択制により影響を受ける場合もあるのではないかと推察されます。また、板橋区に隣接する他区への入学も多数見受けられます。他区へ入学された児童・生徒は板橋区に住みながら、板橋区のことには学びません。地域との結びつきも希薄になるのではないのでしょうか。

学校選択制を廃止した自治体も出てきています。学校選択制のあり方について再度検討を進めていく必要があると考えますが、見解をお聞かせください。

未来を担う子どもたちの立場に立った学校の適正規模・適正配置の今後の取り組みについての見解もお聞かせください。



次に、土曜日の授業について、お伺いいたします。

東京都では今年度、少なくとも月に1回程度、土曜日に授業を行うことを計画している公立小・中学校がともに4割を超えたことが東京都教育委員会の調査で判明いたしました。急増の要因は、東京都教育委員会が平成22年1月に、全国に先駆けて月2回までの実施を認めた通知とのことです。新学習指導要領の実施により必要な授業時間数が増えたため、一気に拡大したとのことです。品川区では今年度より、全小・中学校が月2回程度の実施になりました。

現在、板橋区では、各学校の判断に任せておりますが、今後は、教育委員会が主体となり、先生方や子どもたちにゆとりがない現状を踏まえ、はっきりとした教育方針を各学校に示すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

また、現在行われている児童・生徒の「確かな学力」の定着を図ることを目的に、児童・生徒がつまづいている箇所に戻って学習することのできる「フィードバック学習」、「ふりかえり学習」の効果についてお聞かせください。

また、現在、小学校4年生から中学校2年生までに行われている、ふりかえり学習の対象学年を小学校2年生から中学校3年生までにさらに拡大されてはいかがでしょうか。今後のさらなる学力向上に向けての取り組みについての見解をお聞かせください。

次に、いじめ対策について、お伺いいたします。

いじめは今に始まったことではありません。滋賀県大津市の市立中学校で発生した問題を契機に、いじめに対する学校や教育委員会の対応に批判が集中しています。文部科学省はいじめ問題に関する新施策を発表いたしました。学校現場の主体的な取り組みに委ねてきた従来の受け身の対応を変更するものです。学校を支援する組織を全国200地域に設置することや、学校と警察の連携強化を図るといったものです。具体策では、いじめ問題の解決に外部人材を活用、道徳教育や体験活動を通じたいじめの未然防止、スクールカウンセラーの拡充、教育研修の充実などが挙げられています。

策を講じることはよいことですが、さきにも述べましたが、いじめは今に始まったことではありません。今までいじめに対し学校や教育委員会、保護者がどのような対応をしてきたのかが問題です。幾ら国が対応策を講じても、一番身近に子どもたちに接している三者が変わらなければ、いじめの未然防止、発見、対応、解決することは難しいのではないのでしょうか。

学校の先生方は、日々の教育活動に追われ、子どもたちと落ちついて向き合う時間が果たしてあるのでしょうか。小学校も、中学校も、朝早くから夜遅くまで電気がついているのを常日ごろより見受けます。教育委員会が掲げられている学び支援プランの実施による先生方への負担は発生していないのでしょうか。事務処理に追われる時間がかなりのウエートを占めてはいないのでしょうか。

か。教育委員会は学校現場の任せきりにしてはいないのでしょうか。

保護者の皆さんは、家庭教育までも学校に任せてはいないのでしょうか。家庭教育は家庭でするもので、学校の先生がすることではありません。保護者も、子どもを任せきりにするのではなく、短い時間でも、日々、子どもと向き合い、接することが必要です。

現状、先生方は教育委員会、保護者の板挟みとなり、余裕がないのではないのでしょうか。全てを学校現場に任せていることが児童・生徒一人ひとりにじっくりと向き合う時間をなくしてしまい、子どもたちのサインを見逃し、いじめの早期発見、早期対応に結びつかない1つの要因であるのではないのでしょうか。道徳教育に力を入れても、家庭教育がしっかりと身につけられていなければ、理解することが困難ではないのでしょうか。

現状の学校現場をどのように捉え、教育委員会としていじめに対し今後どのような取り組み、対応をされていかれるのか、見解をお聞かせください。

また、求められる教師像について、お聞きいたします。

学校によって、先生方の教育に対する取り組みが違っては、学校間に格差が生じます。先生方は東京都から着任されます。教育に熱心な先生方をより一層、板橋区に来ていただくかが今後の課題です。教育委員会として求められる教師像とはどのような先生であるのか、見解をお聞かせください。また、板橋区に着任された先生方は東京都の職員である意識が強いのか、あわせてお聞かせください。

教育委員は地方公共団体の長である区長が任命し、議会の同意を得て任命されます。区長にお伺いいたします。

区長の教育に対する思い、教育委員の任命権者である区長の教育委員会に対する評価をお聞かせください。

次に、認知症についての取り組みについて、お伺いいたします。

高齢化社会の進展により、今後さらに認知症の患者の増加が予測され、認知症の予防については喫緊の課題となっています。認知症高齢者支援の充実は、いたばし No. 1 プラン 2015 の重点戦略においても主要課題に挙げられており、第5期介護保険事業計画、第2次地域保健福祉計画、第3期実施計画における取り組みの重点事項として位置づけられています。

平成22年度の主要事業の中にも、全国初の試みで、超高齢化社会の到来に備え、認知症予防プログラムを実証するとのことで、約2,000万円の予算が計上されました。認知症、機能低下を予防する有効なプログラムを実証する日本で初の取り組みでした。プログラム内容が誰もが気軽に始められる運動の習慣化で、効果が実証されることで認知症予防の取り組みの広がりが期待できるとのことで、介護予防事業研究に高い実績のある健康長寿医療センターと連携

して実施され、認知症が疑われる方や65歳以上の方々へのアンケート調査を実施し、区内200名の方々を対象に実施されました。3年が経過しておりますが、本事業の成果と今後の取り組みについてお聞かせください。

また、現在、認知症高齢者支援体制の構築に向けての取り組みや、認知症に関する普及啓発、予防事業、相談、家庭支援事業、見守り事業が行われておりますが、より一層の対応策を講じていく必要が求められますが、今後の認知症対策についての見解をお聞かせください。

次に、国民健康保険特定健康診査受診率について、お伺いいたします。

国の特定健康診査等基本指針に基づき、板橋区国民健康保険が策定する計画で、5年を1期とし、第1期は平成20年度から24年度とし、5年ごとに見直しを行うこととなっています。第1期の目標として、特定健康診査受診率を65%、特定保健指導実施率を45%、内臓脂肪症候群の該当者・予備軍の10%減少を平成24年度までに達成することが目標とされています。

平成20年度からの3年間の受診率は40%台で推移し、平成23年度は暫定で45.3%です。目標が達成できない場合にはペナルティーが科せられ、平成24年度の実施状況を平成25年度の後期高齢者支援金の算定に反映させることで評価する仕組みとなっています。板橋区をはじめ23区は加算・減算の対象にはならないとお聞きしておりますが、万が一、本年度、達成できなかった場合の加算金の概算は幾らになるのか。また、毎年度、前年度実績特定健康診査等成績優良保険者の区部、12位以上の保険者に東京都から特別調整交付金が交付されています。平成22年、23年、ともに2,000万円強の交付金が交付されています。本年度交付金は見込めるのでしょうか。

また、今後の特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上と取り組みについて、なぜ受診率が上がらない要因はなぜなのか、今後どのようにして受診率を上げられていかれるのか見解をお聞かせください。早期発見、早期予防が医療費の抑制につながるのではないのでしょうか。

次に、スポーツ振興について、お伺いいたします。

過日、開催されましたロンドンオリンピック、パラリンピックでは、国民に多くの感動と勇気、夢を与えてくれました。2020年には、東京での開催ができることを願いたいと思います。

スポーツ基本法第1条では、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することが目的とされています。

参加及び支援の促進では、国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならないともうたわれています。

スポーツ振興基本計画では、子どもの体力について、スポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯どめをかけ、上昇傾向に転ずることを目指し、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策では、生涯スポーツ社会の実現のため、できる限り早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%となることを目指しています。

子どもの体力向上方策に不可欠である施策については、学校と地域の連携による子どもをひきつけるスポーツ環境の充実、充実するための施策として、教員の指導力の向上、子どもが体を動かしたくなる場の充実、児童・生徒の運動に親しむ資質、能力や体力を培う学校体育の充実、運動部活動の改善、充実が施策となっています。

学力の向上とともに、子どもの体力の向上に向けての取り組みは大変重要な課題です。現在、教育委員会では、2年前より児童・生徒の体力の向上に努めているとお聞きいたしておりますが、さきに述べました基礎的施策を踏まえた上での見解をお聞かせください。

地域におけるスポーツ環境の整備充実に必要な不可欠である施策の1つには、全国の各市町村において、少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成するとなっています。総合型地域スポーツクラブの特徴は、「複数の種目が用意されている」、「子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが、年齢、興味、関心、技術・技能レベルに応じて、いつまでも活動ができる」、「活動の拠点となるスポーツ施設・クラブハウスがあり、定期的、継続的なスポーツ活動を行うことができる」、「質の高い指導者のもと、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる」、以上については、地域住民が主体的に運営する内容です。

現在、板橋区では、志村スポーツクラブ・プリムラが、準備期間を経て、平成19年度より発足されました。板橋区基本計画の施策であります「スポーツ・レクリエーション活動の推進」に基づき、実施計画事業として支援、育成が行われ、平成19年度から3年間の事業委託が決定されました。現在は、自主財源により運営されています。スポーツ振興基本計画では、地方公共団体の役割の中には、市区町村は総合型地域スポーツクラブの育成を積極的に推進すること。さらにはクラブハウスの整備を推進すること、クラブハウスは新たに建設するほか、学校の余裕教室や既存の公共スポーツ施設の積極的な活用となっています。現在、志村スポーツクラブ・プリムラには、クラブハウスがありません。

ん。円滑かつ継続的に運営を行うことができるためにも、活動の拠点となるクラブハウスの確保を求めますが、見解をお聞かせください。

現在、板橋区においては、区民の皆様の生涯スポーツの推進に向け、各種教室、競技会、スポーツ大会、スポーツ指導の普及啓発に努められ、さまざまな年代、レベルに応じた事業を実施されていますが、今後、より一層のスポーツ振興に取り組まれることを希望いたします。

スポーツ振興をさらに推進することにより、小さな子どもから高齢者の皆様に至るまで、体力の向上とともに健康の保持増進につながり、ひいては医療費の抑制につながります。また、地域コミュニティの活性化にもつながると考えます。これからのスポーツ振興についての見解をお聞かせください。

板橋区では、正式な陸上競技場、サッカー場がありません。体育協会、また隣接の練馬区と連携し、都立城北中央公園内に正規の陸上競技場の整備、その中にサッカー場の整備に向けての取り組みを要望いたしますが、見解をお聞かせください。オリンピック、パラリンピックの東京開催が決定すれば、オリンピック選手の練習の場になる可能性を秘めていますので、ぜひとも東京都へ要望いただくことを希望いたします。

次に、防災対策について、お伺いいたします。

東京都は、首都直下型地震の被害想定で推計した死者数、全壊・焼失建物数を一気に6割減少させることを目的に掲げた地域防災計画を公表いたしました。新たな計画では、都民がふだんから震災に備える自助や地域住民が互いに助け合う共助の重要性を強調いたしました。自主防災組織や消防団の取り組みを強化することにより、本施策だけでも死者は約500名、避難者は約8万人、全壊・焼失する建物は約2万2,000棟、それぞれ減らすことが可能としています。板橋区においても、現在、従来の防災対策を一步進めた成果重視、目標管理型の対策を図るべく、地域防災計画の改定が行われています。大規模災害の発災時には、行政の役割が強く求められておりますが、自治体をはじめとする防災関係機関のみの対応には限界があります。地域防災力のさらなる向上が不可欠で、区民の皆様一人ひとりが自助、共助の理念を持ち、主体的に行動できるよう、より多くの区民の皆様に対し、常に高い危機管理意識を持っていただくことが必要です。

このたび、防災訓練、「訓練メニュー」平成24年度版が公表されましたのも、その一環であり、行政からの情報の発信です。今までにない内容の充実したものです。各町会・自治会に配布されましたが、ぜひとも防災訓練メニューが有効に活用されるよう望みます。配布された後のフォロー、各町会・自治会からの不明な点、疑問点などに対しては、きめ細やかな対応をいただけますよう、お願いいたします。見解をお聞かせください。

また、定期的に見直し、確認作業を行うことで、より一層の内容の充実が図られ、新たな訓練の取り組みも出てくるのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

次に、震災時の避難誘導について、お伺いいたします。

現在、板橋区では、震災時の避難場所を含む情報発信の1つとして、区内各町会・自治会の区設掲示板、区内、駅前の街区案内板に、携帯電話からQRコードを読み込めば情報を取得できる黄色いシールが掲示されています。情報伝達的手段としては有効ですが、震災時に携帯電話の通信が途絶えてしまう可能性があります。また、携帯電話を持っていない方は利用することができません。常々訴えておりますが、目で見てわかる避難場所等の周知方を今後模索する必要があるのではないのでしょうか。町会・自治会の掲示板に表示するにはスペースがありませんが、掲示板に付随して表記することはできないのでしょうか。特に、一時避難場所、広域避難場所、避難所の区別を浸透させていただくためにも、目で見てわかる掲示板の設置を求めますが、見解をお聞かせください。

次に、震災時の水利の確保について、お伺いいたします。

地震発災時における火災では、いち早く鎮火することにより、延焼を防ぎ、被害を最小限に抑えることができます。平常時とは違い、水道管が壊れた場合、消火栓からの水利を確保することができません。現在、取り組みを推進されている街頭消火器の整備、設置促進も有益な手段ですが、防火水槽、防災協力井戸をはじめとする、より一層の水利の確保、拡充に努める必要があるのではないのでしょうか。今後の取り組みと区内の水道管の耐震化が求められていますが、対応強度、現在の整備状況についてお聞かせください。あらゆる状況を想定しての地域防災計画が構築されることを望みますが、今後の取り組みについてお聞かせください。

最後に、放射36号線について、お伺いいたします。

放射36号線は、豊島区要町一丁目の山手通り交差点を起点とし、練馬区早宮一丁目で放射35号線と接続する都市計画道路で、平成32年度までに完成予定となっています。本事業は、小茂根四丁目地域の一部が対象となり、道路が延伸されることにより、地域が分断されてしまう状況が発生いたします。現在、環境調査が終わり、用地取得に向けての交渉が進められておりますが、本計画により、長年住み続けてこられ、移転を余儀なくされました方々への対応、また、分断されることによる影響を最小限にとどめていただくためにも、東京都の事業ですが、板橋区としても、地域の要望を重く受けとめていただき、東京都と密な連携を取り合い、進めていただけますようお願いいたします。

以上をもちまして、私の区政に対する一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手する人あり)

区長（坂本 健君） 大野はるひこ議員の一般質問にお答えいたします。

最初は、「いたばし No. 1 実現プラン 2015」の改訂に関連しまして、行政評価結果の受けとめ方と予算、計画等への反映についてのご質問であります。

行政評価委員会が行います外部評価につきましては、所管課で作成しました一次評価表をもとに、評価対象事業に関連する施設の視察や、あるいは所管課に対する公開ヒアリング、外部評価案に基づく所管課との意見交換会の内容を踏まえて取りまとめをさせていただいております。区では、外部評価結果を最大限に尊重しながら、最終の二次評価を決定するとともに、「いたばし No. 1 実現プラン評価」を行う際にも、行政評価結果を十分にしんしゃくするところでもございます。

各部署におきましては、外部評価と二次評価で指摘をされた見直しの視点につきまして、十分に吟味をしながら、次年度の予算、計画、組織、定数に向けて改善に取り組むこととしております。

また、「継続」以外の評価となりました事務事業につきましては、評価結果を受けて、どのように見直しをしたのかを、予算査定の際に点検をしております。区の経営資源の配分にも活用しているところでもございます。

次に、選択と集中についてのご質問であります。

今般のローリングに当たりましては、人口減少社会が急速に進展する中において、板橋区が持続可能な成長を遂げていくためには、「選択と集中」による、将来を見据えた魅力あるまちづくりなどの成長戦略の展開と、それを支え、未来の区民に確かな区政を引き継ぐ行財政の抜本的な改革に取り組む必要があるとの認識に立っているところでもあります。

具体的には、「いたばし No. 1 実現プラン 2015」に掲げました重点戦略の方向性を基本としまして、区民にとって真に有効なサービスを見きわめて、経営資源を効果的に配分し、施策を展開していくとともに、今後の財政見通しを踏まえて、必要性や緊急性を考慮しながら、施策の優先度に応じて事業の取捨選択を行っているところでもございます。

あわせまして、将来の成長のために必要な施策や事業の芽出しに努めていくほかにも、役割を終えた事業や重複事業の整理を着実に実行していくものであります。

次に、「板橋区経営革新計画」の改訂に関連をいたしまして、基金投入の予算編成を続けた理由についてのご質問であります。

板橋区では、平成 20 年 9 月に発生したリーマン・ショックの影響が顕在化しました平成 21 年度下半期以降、既に年度途中でありました 21 年度につきましては、緊急財政対策によって対処をいたしましたが、22 年度からの 3 年

間につきましては、毎年100億円を超える基金を投入しながら予算編成を行ってきたところであります。

基金の投入につきましては、特別区税や特別区交付金が単年度で100億円も減少となる一方におきまして、生活保護費などの扶助費が大幅に増加し続ける中であって、行政サービスを低下させることなく、継続して区民生活の維持・向上に寄与する、さまざまな施策を行ってきたためでございます。

次に、財政調整基金繰入金の減額方法についてのご質問であります。

平成24年度当初予算につきましては、最終的な財源不足を補うため、財政調整基金から52億円余りの繰り入れをして編成したところであります。財政調整基金からの繰入金の減額を行うためには、予算の執行管理を徹底する必要がありまして、可能な限りの収入確保と経費圧縮を図るための効率的・効果的な予算の執行が不可欠であります。

具体的には、契約差金の減額配当や一般事務用品の配当保留を実施しておりまして、あわせて歳計剰余金や不用額などの余剰財源を確保することによって、財政調整基金からの繰入金を減額し、結果として最終補正予算の段階において、財政調整基金残高が増額となるように全力を挙げて取り組んでいるところであります。

次に、既存の事務事業の見直しについてのご質問であります。

行財政改革の第1段階といたしまして、最も業務に精通しております各部署におきまして、事業の存廃を含めて、全ての事務事業をゼロベースから見直す「事務事業の総点検」を行ったところであります。単に廃止をして経費を削減するというだけでなく、例えば、事業委託や区民との協働など事業運営方法を変更したり、類似、重複事業の統合を行うことによって業務の効率化を図り、サービス水準を落とさずに経費削減につなげるなど、各職場において事業内容の精査と創意工夫を発揮した全庁的な点検運動と位置づけて実施をするものであります。

次に、「選択と集中」についてのご質問であります。

「板橋区経営革新計画」の改訂における「選択と集中」とは、「いたばしNo.1実現プラン2015」に掲げます3つの重点戦略にのっとり、選択をした施策や事務事業に対して、集中して投入すべき財源を確保するために見直さなければならない事務事業などを選択するというところでございます。

具体的には、役割を終えた事務事業や類似、重複した事務事業を整理することや、既存の事務事業を見直すことなく温存したままで新規の事務事業を創設していくような、いわゆるビルド・アンド・ビルドの発想を捨てることであると考えます。

次に、「板橋区経営革新計画」の改訂に関連をいたしまして、その区長の決



意についてのご質問であります。

2つの計画における平成27年度までの3年間は、早急に対応が必要な課題について集中的に経営資源を投入する一方で、危機的な財政状況を回避する取り組みの実行期間でありまして、区政の将来を見据えた平成28年度以降の次期基本計画の財政環境を整える期間として位置づけていくものであります。

板橋区が持続的な発展を遂げていくためには、「選択と集中」による成長戦略の展開が欠かせないばかりか、今後の景気変動にも耐え得る行財政構造への転換を図る改革が必要でありまして、持続的な発展は中長期的に安定した行財政基盤の構築があってこそ初めて可能となるものと考えます。2つの計画を車の両輪として機能させ、一体的に推進することによって、是が非でもこの難局を乗り越えなければならないと決意しております。

次に、歳入確保の徹底についてのご質問であります。

収入未済と不納欠損の解消につきましては、厳しい財政状況のもとで財源を確保するという側面と、まじめに滞りなく納付している大多数の区民との間の公平性を保つという観点から、真摯に取り組むべき課題と考えております。「滞納徴収課」の設置につきましては、税や国保など複数の債権にまたがる滞納者の把握が容易となりまして、滞納整理の効率化が期待できる一方において、債権ごとに法令や滞納処分の手法が異なる公債権と私債権が混在するなど、さまざまな課題があることも確かではないかと思っております。

現在、収入確保対策検討会におきまして、各課の取り組みの情報共有化や納税推進センターへの電話催告業務の一元化など、庁内連携の強化についても検討を進めているところでありますが、今後、組織体制の強化を進めつつ、徴収方法にも工夫を凝らしていくことによって、収納率をアップしていくために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の跡地利用方針についてのご質問であります。

現在、平成20年9月に策定をされました「板橋区公共施設跡地活用方針」に基づきまして、跡地の活用を図っていくこととしております。

また、平成24年度中の策定に向けて作業を行っております「公共施設等整備計画」におきましても、廃止施設等の有効活用について、その手法や判断基準などの基本的な指針を示す予定であります。跡地活用に当たりましては、その施設の位置や規模など、個々の状況や行政需要を勘案して判断する必要があるがございまして、前もって活用方針を定めることができない場合もございまいけれども、施設の統廃合等を決定する際に、跡地活用の方向性を検討し、さほどの期間を置かずに、跡地活用に移行することができるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、たばこ税についてのご質問であります。

路上への吸い殻のポイ捨てをなくすため、区ではエコポリス板橋クリーン条例に基づき、春、秋のクリーン作戦やポイ捨て防止キャンペーン等を実施して、喫煙マナー向上と意識啓発に努めているところであります。

また、駅周辺への啓発看板や喫煙場所の設置など、これまでも日本たばこ産業株式会社と連携して、吸い殻のポイ捨て防止対策に取り組みを進めておりまして、今後さらに、たばこ販売店に対し、灰皿設置の協力を依頼したいと考えているところであります。今後も、環境行動委員会をはじめ、区民や関係事業者との連携を図りながら、まちの美化推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子ども家庭支援センターと東京都北児童相談所の連携についてのご質問であります。

北児童相談所は、「板橋区要保護児童対策地域協議会」の構成メンバーでございます。昨年度は代表者会議に1回、実務者会議に7回、個別ケース会議には約200回も参加をしていただいております。さらに、北児童相談所の専門的助言や法的な措置が必要な児童虐待ケースにつきましては、その都度、連携協力をして訪問調査等を共同で行っているところであります。現状におきましては、子ども家庭支援センターと北児童相談所とは緊密な連携協力体制をとっていると考えております。

続いて、子ども家庭支援センターの担当件数についてのご質問であります。

子ども家庭支援センターにおきましては、児童虐待を担当する相談支援グループの職員は現在10名おりまして、1人当たり60から65件の虐待ケースを受け持っているところであります。児童虐待の受理件数につきましては毎年増加をしていることから、これまでも23年度に常勤職員を1名、21、22年度に非常勤職員を各1名増員いたしました。さらに今年度につきましては、新たな非常勤の虐待対策コーディネーターを1名採用したところでございます。今後も、子ども家庭支援センターの職員体制を充実するとともに、健康福祉センターや福祉事務所はもとより、警察、医療機関等の関係機関との連携協力体制をさらに密にしな がら、児童虐待の未然防止、減少にきめ細かく対応してまいりたいと考えております。

次に、児童相談所の特別区への早期移管についてのご質問であります。

児童虐待は年々深刻化しておりまして、特別区の中でも死亡に至る重大事例も発生しております。そのため、児童相談所の移管につきましては、都区のあり方検討会とは切り離して、先行して検討、協議することとなっております。現在、都区の部課長により事務的な検討協議を行っている最中でありまして、住民に身近な特別区が、一時保護や立入調査などの児童相談所の法的機能を持ち、より迅速に虐待ケースに対応する必要があると認識もしております。今後も、

特別区長会で力を合わせて、児童相談所の早期移管を強く東京都に求めてまいりたいと考えております。

次に、「木密地域不燃化10年プロジェクト」について、今後の進め方についてのご質問であります。

先行実施地区として、大谷口地域につきましては、今後、東京都と協議を重ねて、具体的な事業の整備プログラムを定めていくこととなっていると考えております。

次に、区内木造住宅密集地域への今後の取り組みについてのご質問であります。

板橋区には、国が指定する重点密集市街地が3地区、約132ヘクタールございまして、その全地区で事業を展開し、住環境の改善に一定の成果を上げてまいりました。しかし、まちの燃えにくさを示す指標であります不燃領域率などの数値を見ますと、依然として、木造住宅密集地域の解消が完全に図られたとは言えないと考えます。今後につきましては、現況調査等を行うとともに、まちの特性に応じた課題解決を図りながら、さまざまな手法を研究し、「選択と集中」の視点によって、地域の防災性の向上を目指してまいりたいと考えております。

続いて、避難路の今後の取り組みについてのご質問であります。

板橋区では平成9年度から、区民の災害時の安全確保のため、行きどまり道路に面する権利者の協力を得ながら、民家の敷地内に緊急時に利用できる避難路の整備確保に取り組んでまいりました。区内には、いまだに多くの行きどまり道路が存在いたします。安心・安全なまちづくりの実現に向けて、引き続き避難路の整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、木造住宅の耐震化費用の助成制度についてのご質問であります。

木造住宅の耐震化につきましては、災害に強いまちづくりを推進する上で極めて重要なことであると認識をしております。耐震改善工事の施工業者の登録につきましては、板橋区内に本店、支店、営業所等が登録された業者で、木造住宅耐震講習会等の受講など一定の要件を満たしていれば可能でありまして、門戸は広く開放されていると考えております。

次に、非木造住宅の耐震診断、耐震補強工事に対する今後の取り組みについてのご質問であります。

分譲マンションの管理組合や賃貸マンションの所有者等に対し、耐震化を促す通知の送付や戸別訪問など、引き続き普及啓発を積極的に行いまして、より一層の耐震化の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、分譲マンション区分所有者の耐震診断や改修工事の合意形成が難しいことから、耐震化の専門家でございます建築士を無料で派遣するアドバイザー

制度も設けて対応しているところであります。今後につきましても、国や都の施策を踏まえながら、耐震化の促進に向け、可能な限り支援や啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、緊急輸送道路沿道の耐震化への今後の対応についてのご質問であります。

緊急輸送道路沿道の耐震化につきまして、対象建築物の所有者等に対して、耐震化を促す通知の送付や戸別訪問など、引き続き普及啓発を積極的に行いまして、より一層の耐震化の推進を図る予定であります。都条例による特定緊急輸送道路沿道建築物につきましては、平成25年度までに耐震診断が義務化されておりまして、東京都と連携をしながら、耐震診断が未実施の所有者等に対して強く指導してまいりたいと考えております。

次は、教育課題に関連をいたしまして、区長の教育に対する思い、教育委員会の評価についてのご質問であります。

教育は、国や地域の未来を担う青少年を育成する、基本的かつ最も重要なものと考えます。教育委員会につきましては、その理念のもとに、教育の実施計画であります「いたばし学び支援プラン」を策定し、着実に実施、推進をしていると認識をしております。その活動については、私も評価をしているところであります。

次に、認知症予防プログラムの成果と今後の取り組みについてのご質問であります。

平成22年度に健康長寿医療センターとの共同事業で実施をいたしました認知症予防プログラムにおきましては、対象者の生活歩数や活動能力、精神的な健康度を有意に高めることができたと考えております。また、認知機能のやや低下をしました対象者には、認知機能の低下抑制の効果をもたらすことが明らかになったと考えております。この成果を受けまして、65歳からおおむね80歳までの高齢者を対象に、認知機能の低下を予防するための脳力アップウォーキングゼミナール事業を平成23年度から区内3箇所を開始をしたところであります。平成24年度につきましては8箇所を実施をしております。今後、平成27年度までに区内18箇所において実施をする予定であります。

続いて、今後の認知症対策についてのご質問であります。

認知症対策の充実が重要な課題であることは認識をしております。現在行っております認知症サポーター養成事業、もの忘れ相談事業、認知症予防プログラム、家族介護者支援事業など、今後さらに充実をしたいと考えております。

また、平成24年5月に板橋区認知症高齢者支援体制連絡会を設置いたしました。メンバーにつきましては、医師会、健康長寿医療センター、患者家族会、民生委員等でありまして、今年度につきましては、一般高齢者への郵送方式及

びもの忘れ相談医による診療を通じたアンケート調査を実施いたしまして実態把握を行う予定であります。来年度につきましては、認知症に関する情報共有ツールの作成を行うなど、今後の板橋区における総合的な認知症対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険特定健康診査について、東京都の交付金についてのお尋ねであります。

東京都国民健康保険特別調整交付金につきましては、前年度の健康診査等の成績が良好な保険者に交付をされるものでありまして、板橋区は毎年交付を受けているところであります。昨年度の実績が最終的に固まるのが12月ごろでありまして、本年度に交付を受けられるかどうかにつきましては、現時点では未定でございます。

なお、加算金につきましては、平成27年度より実施をされるために、本年度は加算をされない決まりでございます。

続いて、健診の受診率についてのご質問であります。

平成23年度の国保特定健診の受診率は、現時点での暫定値ではありますがけれども、45.1%でありまして、制度が始まった20年度から毎年、少しずつではございますけれども、向上しております。23区中でも、22年度は43.4%で9位の成績でございました。しし、特定健診につきましては、区民の健康を維持するためには重要でありまして、現在策定作業中の特定健康診査等実施計画の中で、受診率を向上するための取り組みについても検討を進めてまいりたいと考えております。

次は、スポーツ振興に関連をいたしまして、活動拠点となるクラブハウスの確保についてのご質問であります。

志村スポーツクラブ・プリムラの活動場所としまして、中台地域センターの会議室や旧若葉小学校の体育館、中台中学校の集会室の利用について現在支援をしております。総合型地域スポーツクラブでは、地域における主体的なスポーツ活動の担い手として大きな役割を期待されておりまして、今後、活動拠点の確保に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、これからのスポーツ振興についてのご質問であります。

区では、区民の健康増進のため、区民体育大会、いたばし歩け歩け大会、板橋Cityマラソンなど、さまざまな年代の方が楽しめる事業を現在実施しております。また、隔年で実施をしておりました高齢者スポーツ大学とシニアスポーツ教室につきましては、毎年実施に変更して参加者の拡大を図っているところであります。今後も生涯スポーツの振興のため、子どもから高齢者まで幅広い世代の方々が楽しめるように事業内容の充実を図り、区民の健康増進に努めてまいりたいと考えております。

次は、都立城北中央公園内の陸上競技場とサッカー場の整備についてのご質問であります。

都立城北中央公園内の陸上競技場につきましては、公認の競技場ではないために大会等では使用できないとなっております、公認競技場としての整備を望むところであります。また、サッカー人口に比べて区内にサッカー場が少ないことは認識をしております、サッカー場の整備も必要であるとも考えております。ご趣旨を踏まえて、機会をとらえて、都立城北中央公園内の陸上競技場及びサッカー場の整備について、東京都に要望してまいりたいと考えております。

次は、防災対策に関連をいたしまして、訓練メニューの活用とフォローについてのご質問であります。

今年度、町会・自治会向けのさまざまな防災訓練メニューを収録いたしました冊子を作成し、全ての町会・自治会に配布をしたところであります。この訓練メニューを活用して地域における防災訓練や住民防災組織の訓練、総合防災訓練が実効性の高い効果的な訓練となりますよう期待をしております。地域からのお問い合わせにつきまして、丁寧にお答えすることは当然でございます、より実践的な訓練が企画、実施されますように支援をしてまいりたいと考えております。

続いて、訓練メニューの定期的な見直しについてのご質問です。

今年度配布をした訓練メニューにつきましては、各町会・自治会から意見を頂戴し、次年度版の作成に反映をさせていく予定であります。また、新たな訓練や特徴的な訓練を実施した町会・自治会を紹介するなど、訓練の充実に参考となる情報も提供し、地域の訓練が活性化されるように取り組んでまいりたいと考えます。この訓練メニューにつきましては、行政からの単なる情報提供ではなく、地域と一緒にあってつくり上げていく訓練マニュアルとしても充実をさせてまいりたいと考えております。

続いて、避難場所を周知できる掲示板についてのご質問であります。

現在、区で設置をしております掲示板は1,662基ございますが、ご指摘のとおり、掲示物も多く、掲示面に避難所等の案内を表示することは困難であるとも考えます。区設掲示板の下の部分には案内表示を設置できるスペースがございますが、設置台数が多いために、財政状況も勘案しながら今後対応を検討してまいりたいとも考えております。

なお、当面の対策といたしまして、昨年度、区内に83基設置をしております街区案内板については、盤面の地図に「避難所」の表示を追加したところであります。

次は、消防水利確保の取り組みについてのご質問であります。

防火貯水槽につきましては、40トン以上の容積を持つものが区内に1,565箇所設置されておりまして、全ての地域で東京消防庁の設置基準であります250メートルメッシュで40トン以上という条件をクリアしております。また、板橋区内では、災害時等に使用することができる協定を締結している防災協力井戸が52基ございます。しかし、大規模災害時には消火栓が使用できなくなるなど、不測の事態も想定しておく必要があることから、今後とも大規模建築物指導要綱において、防火貯水槽の設置を強く推進をしまいたいと考えております。

次に、水道管の対応強度及び現在の整備状況についてのご質問であります。

東京都水道局の公表内容によりまして、都内の水道管路につきましては、耐震性にすぐれた材料への取りかえはほぼ完了しております。しかしながら、管路と管路をつなぐ継ぎ手の耐震化率につきましては、平成22年度末現在、都内全体におきましては24%にとどまっております。板橋区内におきましては26%になっております。阪神・淡路大震災では、継ぎ手が外れることによる被害が発生いたしまして、継ぎ手の耐震化が課題となっております。今後、継ぎ手の耐震化率の一層の向上について、東京都水道局に働きかけをしまいたいと考えております。

次に、地域防災計画における今後の取り組みについてのご質問であります。

平成24年12月の計画素案の議会報告及びパブリックコメントを踏まえた後、平成25年3月の防災会議の審議を経て、地域防災計画を改訂する予定であります。また、その実効性を担保するために、災害時に職員の行動手順を示した初動マニュアルを策定し、12月から運用していく予定でもあります。これらはPDCAサイクルのCとAとして定期的にチェックを行いまして、見直しを図っていく必要があるとも考えます。今後は、区民や職員等を対象とした訓練を通じて定期的に検証を行い、見直しを図っていく予定であります。

最後のご質問でございます。

東京都市計画道路放射第36号線についてのご質問であります。

都市計画道路放射第36号線の整備によって移転を余儀なくされる方々への対応や、地域が分断されることによる影響軽減の要望につきまして、板橋区としても十分に受けとめながら、事業主体であります東京都に伝えてまいりたいと考えております。

残りしました教育委員会に関する答弁につきましては、教育長から行います。

---

教育長（北川容子君）　大野はるひこ議員の教育委員会関連の質問にお答えをいたします。

初めに、学校選択制についてでございます。

本区における学校選択制は、通学区域校への入学を前提としつつ、保護者の意思を尊重し、一定の条件

のもと、学校を選択することを可能としている制度でございます。本制度については、平成21年度に地域の方にもご参加をいただきまして、学校選択制検証検討会において課題の検討を行ってきた結果、今年度から登下校の安全確保のため、小学校については通学区域と隣接区域を選択範囲とする変更を実施したところでございますが、特に大きな変化はございませんでした。今後、検討会での保護者の意向や学校と地域のかかわり等を踏まえた上で、学校選択制の名称を含めまして制度の変更を検討していく予定でございます。

次に、学校適正規模・適正配置の今後の取り組みについてのご質問でございます。

学校の規模や適正配置に関しましては、学校、保護者、地域関係者が日ごろから問題意識を共有することが大切であると考えています。そのために教育委員会では、時機をとらえ、客観的なデータや他の学校・地域の取り組みの紹介など、学校運営連絡協議会等に情報提供や問題提起を行っていきたく思います。教育委員会は検討を開始する学校や地域を公表し、子どもたちの教育環境の整備を第一に考えて協議会の設置や運営等に適切に関与してまいります。

次に、土曜日の授業の実施についてのご質問でございます。

本区におきましては、保護者や地域の方々によるいきいき寺子屋事業を土曜日等に実施をしております。地域で支える教育を推進しているところです。一方で、土曜日に授業を行い、その様子を保護者や区民の方々にごらんいただくことは、学校教育へのさらなる理解につながるものと考えております。平成25年度からいきいき寺子屋事業や地域行事などとの調整を図りながら、学校公開を原則として振替休業日のない土曜授業の日に行うよう全小中学校に指導してまいります。

次に、フィードバック学習方式の効果についてのご質問でございます。

各学校では、フィードバック学習のシステムを生かして、放課後や夏休み等を利用して補充的な学習を行うとともに、児童・生徒の状況に応じて家庭学習の課題としても取り組んでいるところです。昨年度の4月のふりかえり調査と10月の検証調査を比較してみますと、区全体の正答率は全ての教科において上昇が見られました。一人ひとりの児童・生徒がつまずいた内容に戻って学び直しをし、確実に習得していくことで学習する意欲の高まりとともに確かな学力の向上につながっていると考えています。

次に、板橋区学習ふりかえり調査の対象学年の拡充についてご提案がございました。

これまでの調査結果から、主なつまずきの箇所は、小学校3学年以上の学習内容でございます。第4学年からの実施が適当だと考えています。また、中学校第3学年では、進学にかかわる学習に授業の重点が置かれるために、学習ふりかえり調査の実施は困難であると考えています。現在のところ、学習ふりかえり調査の実施学年を拡大する考えはございませんけれども、一人ひとりのたしかな学力の定着のために、さらなる工夫改善を図っていきたく思います。

次に、いじめ対策について、今後の取り組みと対応についてでございます。

いじめは絶対に許されない人権侵害であって、いじめ問題への対応は、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うことが大切であると考えています。学校では、年3回の「ふれあい月間」におけるいじめの実態調査や子どもの向き合う時間を多くとるなどして、いじめの実態把握に取り組んでいるところでございます。教育委員会では、今後も各学校と連携を密にして、いじめの未然防止と早期発見に努め、児童・生徒が自他の生命を尊重することができるよう各学校を指導するとともに、教員研修や中学生によるシン



ポジウムの開催、関係機関との連携など、さまざまないじめ防止策を講じていきたいと思いをします。

次に、板橋区の教員として求められる教師像についてのご質問がございました。

教育委員会では、「いたばし学び支援プラン」で示している目指す子ども像の実現に向けて、板橋区の教職員のあるべき姿を、「子どもと向き合い、子どもの現在だけでなく将来をも意識し、指導力向上に努める教職員」としております。板橋区立学校で勤務している教員は、東京都公立学校における教員として採用されまして、本区に着任をしています。教育委員会では、板橋区立学校に着任をしている全ての教員に、板橋の教育の「グランドデザイン」を配布いたしまして、事業改善に積極的に取り組むなど、板橋区で求められる教師としての意識向上を図っているところでございます。

最後に、児童・生徒の体力向上についてでございます。

体力とは、運動としての体力だけではなく、健康維持のほか、意欲、気力といった精神面の充実にも大きくかわるものであり、体力の向上は重要な課題であると考えております。教育委員会では、なわ跳び週間やストレッチ強化週間などの取り組み事例をまとめたリーフレットを区内の全教員に配布をいたしまして、教員の指導力向上や学校体育の充実に取り組んでおります。今後は、効果のあった取り組み事例を各学校に広めていくとともに、保護者向けの啓発を行うなど体力向上をさらに図ってまいりたいと考えています。

答弁は以上でございます。